

維持管理に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	展開検査場：維持管理計画（展開検査の実施のとおり）			
	施設操業時の 維持管理方法	各施設の点検を行い、破損が認められた場合には、直ちに修復を行う。 浸透水及び周縁地下水の水質検査実施。 異常があった時は、網走支庁等関連機関に連絡する。			
	施設整備・ 点検の頻度	堰堤の点検（日1回）、立札及び囲いの点検（適宜点検）、浸透水の水質検査（月1回）、周縁地下水の水質検査（年1回）埋立完了から閉鎖までの期間も同じように行う。また、異常事態発生の場合直ちにすべての施設の臨時点検を行い、網走支庁等関連機関に連絡する。			
維持管理に 関する記録 及び閲覧方法	各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録し保存する。 展開検査の結果を記録、保存する。搬入した安定型産業廃棄物の種類及び数量を、記録し保存する。浸透水及び周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。 上記において作成したファイルは、現地管理事務所に設置する閲覧場所に処分場廃止まで保存する。閲覧時間は9時～16時とする。				
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設の設計値	達成目標値	測定頻度	
排ガスの 性状	ばいじん (g/Nm ³)	/			
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)				
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)				
	塩化水素 (mg/Nm ³)				
	ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ)				
放流水の 水質	pH (mg/L)				
	生物化学酸素要求量 (mg/L)				
	浮遊物質 (mg/L)				
	カルパ抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)				
	カルパ抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)				

1. 維持管理に関する計画

(1) 廃棄物の受入

処分場に管理事務所を設け、搬入者が産業廃棄物管理票(マニフェスト)に内容を記載の上、持参してもらい、現地のトラックスケールにて計量を行う。

搬入業者からの廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しているおそれがないか、以下の手順により廃棄物受入について適切に検査を行う。

a) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)と受入品目との照合検査

搬入者が持参した産業廃棄物管理票(マニフェスト)と当社における受入品目の内容を照合しさらに車上からの目視を行い、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

b) 受付による検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、検査員が廃棄物搬入展開検査調査票(P5-10 参照)に結果及び廃棄物の量を記載する。

(2) 展開検査場での検査

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号口の規定のに基づき、安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順のとおり適切に検査を行う。

a) 積載内容物の目視検査

展開検査場所に搬入された産業廃棄物を降ろす前に車上で目視確認を行う。

目視確認は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除き、スコップあるいは熊手等を用いて内部の確認をする。その結果、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm以下に破碎もしくは切断されていなければ破碎機により、15cm以下にしてから埋立を行う。

(破碎機を設置するまでは、15cm以上のゴムくず、廃プラスチック類の受入を許可しない)

b) 荷降による目視検査

検査場での荷降後、重機等を用いてゴミの内容物を適切に検査して、当社の受入品目に基づき、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

また、ゴムくず、廃プラスチック類は、15cm以下に破碎されていなければ破碎機により、15cm以下にしてから埋立を行う。(破碎機を設置するまでは、15cm以上のゴムくず、廃プラスチック類の受入を許可しない)

c) 受入品目外の対応

受入品目外の対応については、検査の終了後、責任をもって荷降した廃棄物を積み込みして搬入者に引取ってもらう。

また、受入品目外の廃棄物に関しては、写真撮影を行い展開検査記録票に記録し、日別の廃棄物搬入展開検査調査票の該当欄に内容を記載して保管する。

展開検査は、搬入車両ごとに行い、検査が終了するまで現地で待機するものとする。その間、次の搬入車両については受付検査までで、荷降による目視検査以降の作業は行わない。

d) 検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、当社が産業廃棄物管理票(マニフェスト)を各社に返送し、検査員が廃棄物搬入展開検査調査票に検印をして、ホイールローダにより処分場へ搬入する。

(3) 処分方法

① 粉塵対策

乾燥等により、ほこりが飛ぶおそれが発生した場合、覆土します。

② 悪臭発生防止対策

必要に応じて消臭材の散布や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止します。

③ 火災発生防止対策

必要に応じて覆土を適宜行い、また、火災発生時には対処しうる消火器を設置します。

④ 害虫等対策

衛生害虫が発生した場合には、殺虫剤等による駆除又は覆土を行います。

⑤ 囲い（侵入防止柵）

埋立地の全周に囲いを設け、人の立入りを防止します。囲いが破損した場合には補修、復旧を行います。

⑥ 立札

産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を搬入道路の入口に設置し、常に見やすい状態に保ちます。立札が汚損または破損した場合は補修、復旧を行います。

⑦ 施設の点検

土堰堤等の施設は定期的に点検を行います。また、地震、台風等の異常事態発生の場合は直後に臨時点検を行います。

⑧ 周縁地下水の水質検査

安定型最終処分施設周縁の地下水を2箇所の観測井から採取し、水質検査を実施します。水質分析項目は、P5-13 に示す地下水等検査項目とし、年1回測定して記録します。

⑨ 地下水の水質の悪化が認められた場合の措置

地下水の水質の変動が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化が認められた場合、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上必要な措置を講じます。また、網走支庁等関連機関に連絡を行います。

⑩ 浸透水の水質検査

測定項目及び測定頻度については、P5-13 に示す地下水等分析項目を年に1回、BODを月に1回測定して記録します。

⑪ 浸透水の水質の基準不適合時の措置

浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等の生活環境保全上の必要な措置を講じます。また、網走支庁等関連機関に連絡を行います。

⑫ 記録の作成及び保存

処分した安定型産業廃棄物の種類及び数量を廃掃法施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物の種類ごとにとりまとめ記録します。

施設の点検・補修等の措置や浸透水の検査等の維持管理の結果を記録します。記録の保存は、環境利害者に閲覧できるよう、現地管理事務所に閲覧場所を設け、ファイルを処分場廃止まで保管します。

⑬ 開口部の閉鎖

埋立処分が終了した場合や、埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、その開口部を土砂で覆い、転圧締めを行い、その層厚は1.0mとします。

⑭ 閉鎖した埋立地の覆いの損壊防止

定期的に覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修・復旧を行います。

⑮ その他

・搬入規制

埋立作業が悪天候等、困難と予測される場合には予め常駐管理者に連絡して作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行います。

・常駐者管理

最終処分施設及び施設周辺付帯施設を含め、維持管理を徹底致します。事務所を設置し常駐1名以上を配置し、整理、整頓、清掃、清潔に徹底します。

・作業時間の限定

作業時間は午前7時から、午後6時までとし、夜間は門扉を閉鎖します。

(4) 維持管理の点検箇所、点検内容、点検方法、点検頻度

a) 施設の点検

施設の種類	箇所	点検頻度	点検内容
土堰堤	H=2.5~8m	1回/日	・土堰堤の損壊
道路	搬入道路 場内道路	1回/日	・道路の損壊
雨水排水設備	U型トラフ 素掘側溝	1回/月	・トラフの損壊 ・底泥の確認
沈殿池	1ヶ所	1回/月	・沈砂池の損壊 ・底泥の確認
柵		1回/月	・柵の損壊 ・底泥の確認
モニタリング井戸	2ヶ所	1回/月	・井戸の損壊 ・井戸の目詰まり
侵入防止柵	H=1.2m	1回/月	・柵の損壊 ・飛散物の付着
門扉	1ヶ所	1回/日	・門扉の損壊 ・施錠の確認
立札	1ヶ所	1回/日	・立札の損壊 ・表示の有無

(点検方法：目視)

また、地震及び台風等の異常事態発生の場合、直後に臨時点検を行う。

b) 悪臭、衛生害虫等の防止

必要に応じて消臭剤や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止する。また衛生害虫が発生した場合には、殺虫剤等による駆除または覆土を行う。

2. 維持管理マニュアル

「本マニュアルは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項第7号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に基づき作成したものである。」

(1) 埋立処分方法に関するマニュアル

① 搬入から埋立処分まで

a) 搬入

安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入または付着していないか、車上からの目視とマニフェスト伝票での確認を行う。

必要に応じ、車輛荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散ないように運搬する。

b) 計量及び容積の測定

現地のトラックスケールにて入構時と出構時に、廃棄物搬入車輛の重量を測定し、記録する。または、展開検査場所にて廃棄物の容量をメジャーにて測定する。重量及び容積のどちらを測定するかは廃棄物の性状による。

c) 受け入れの中止

悪天候等で埋立作業が困難と予測される場合には、予め常駐管理者に連絡を行い作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行う。

d) 展開検査

展開検査場所に降ろす前に車上でスコップ、熊手等で再度目視確認を行う。次に、搬入車輛から廃棄物を降ろし、重機等を用いて安定型産業廃棄物以外の混入及び付着物を確認する。

e) 埋立方法

検査で受入が適当と認められれば重機にて廃棄物を処分場まで運搬し、埋立を行う。必要によっては覆土を行う。

f) 受入品目外の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、搬入者に引取ってもらう。そのため検査が終了するまで搬入車両は現地で待機するものとする。

② 記 録

a) 安定型産業廃棄物以外の廃棄物があった場合の記録票

(展開検査記録票) ……………写真を撮影し添付する。

b) 日別(月別)の埋立てられた産業廃棄物の種類及び数量に係る記録票

(廃棄物搬入展開検査調査票) ……………日別を記入し、月別の合計を計算する。

c) 保存期間 ……………処分場廃止まで。

d) 閲覧場所 ……………現地管理事務所

e) 閲覧の対象者 ……………環境利害者

f) 閲覧時間 ……………9時～16時

③ 記録票の作成

荷降ろし後の展開検査で安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びおおよその量を「展開検査記録票」に記入する。

受入不適物は搬入者に引き取ってもらう。次に、日別(月別)の「廃棄物搬入展開検査調査票」にも同様に記入する。

■安定型産業廃棄物を以下に示す

ア) がれき類

イ) 廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))及び廃容器包装(固形状又は液状のものの容器又は包装であって、不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。))であるものを除く。)

ウ) 金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。)

エ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。)

オ) ゴムくず

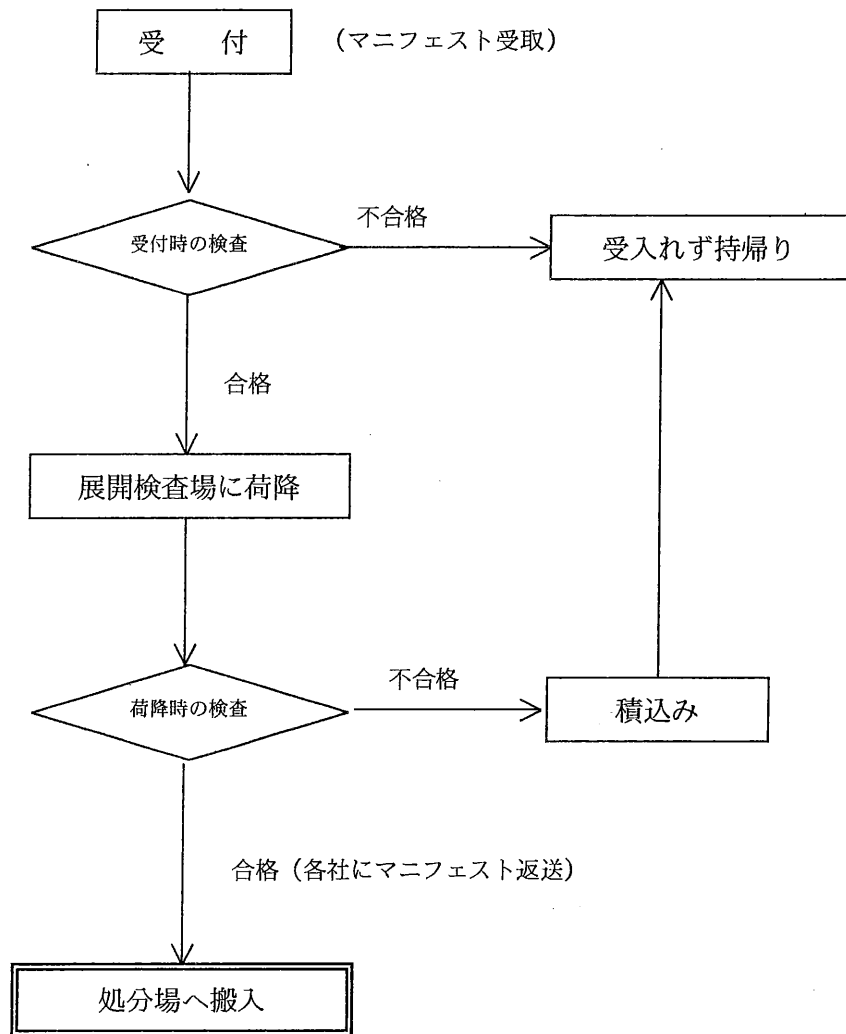
展開検査記録票

マニフェスト番号

記録項目	内 容				
搬入年月日	年 月 日 時 分				
排出者名					
車両番号					
運転者名					
廃棄物の種類	廃プラ	ゴムくず	金属くず	がらくず等	がれき類
廃棄物の量	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
安定型産業廃棄物 以外の廃棄物	種類	木くず	紙くず	繊維くず	
	数量	kg・l	kg・l	kg・l	kg・l
	措置方法				
記入者名					

写真

④ 展開検査の実施フロー



(2) 最終処分場の維持管理マニュアル

① 維持管理の内容と異常、緊急時の措置

維持管理項目	内 容	異常や緊急時の措置
悪臭	発生の有無を日常点検	消臭剤の散布や覆土を行う
火災	必要に応じて覆土を行う	消火器を設置して対処
衛生害虫	発生の有無を日常点検	殺虫剤等散布や覆土を行う
囲い、立札、その他施設	P5-6 により日常点検、定期点検	補修・復旧を行う
周縁地下水	年1回2箇所の観測井から地下水を採取し検査をする。 (検査項目はP5-13参照)	水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等を行う。また、網走支庁等関連機関に連絡を行う。
浸透水	P5-13 に示す地下水等分析項目を年に1回、BODを月に1回測定する。	廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等を行う。また、網走支庁等関連機関に連絡を行う。

(災害時の緊急連絡体制は第6章参照)

地下水等検査項目

測定項目	基準値	測定頻度		
		年1回以上	月1回以上	備考
カドミウム	0.01mg・l ⁻¹ 以下	○		
全シアン	検出されないこと	○		
鉛	0.01mg・l ⁻¹ 以下	○		
六価クロム	0.05mg・l ⁻¹ 以下	○		
ヒ素	0.01mg・l ⁻¹ 以下	○		
総水銀	0.0005mg・l ⁻¹ 以下	○		
アルキル水銀	検出されないこと	○		
PCB	検出されないこと	○		
ジクロロメタン	0.02mg・l ⁻¹ 以下	○		
四塩化炭素	0.002mg・l ⁻¹ 以下	○		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg・l ⁻¹ 以下	○		
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg・l ⁻¹ 以下	○		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg・l ⁻¹ 以下	○		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg・l ⁻¹ 以下	○		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg・l ⁻¹ 以下	○		
トリクロロエチレン	0.03mg・l ⁻¹ 以下	○		
テトラクロロエチレン	0.01mg・l ⁻¹ 以下	○		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg・l ⁻¹ 以下	○		
チウラム	0.006mg・l ⁻¹ 以下	○		
シマジン	0.003mg・l ⁻¹ 以下	○		
チオベンカルブ	0.02mg・l ⁻¹ 以下	○		
ベンゼン	0.01mg・l ⁻¹ 以下	○		
セレン	0.01mg・l ⁻¹ 以下	○		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg・l ⁻¹ 以下	○		
ふっ素	0.8mg・l ⁻¹ 以下	○		
ほう素	1mg・l ⁻¹ 以下	○		
ダイオキシン類	10pg・l ⁻¹ 以下	○		
電気伝導率	—	○		
塩化物イオン濃度	—	○		

※ダイオキシン類は埋立開始後2年間のみ検査を行う。

浸透水測定項目と測定頻度

BOD	20mg/L以下	月1回
-----	----------	-----

※電気伝導率または塩化物イオン濃度が埋立開始前と比較して、明らかに上昇するなど異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目の測定を行うこと。

② 記録

- a) 埋立処分場施設点検記録票
- b) 埋立処分場水質測定結果記録票
- c) 保存期間 …………… 処分場廃止まで
- d) 閲覧場所 …………… 現地管理事務所
- e) 閲覧の対象者 …………… 環境利害者

③ 記録票の作成

- ・ 各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録保存する。
- ・ 浸透水及び周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。記録内容は下記のとおりとする。

- a) 地下水、浸透水を採取した場所。
- b) 地下水、浸透水の採取した年月日。
- c) 地下水、浸透水の結果を得られた日。
- d) 地下水、浸透水の水質検査結果。
- e) 地下水、浸透水の分析値に異常が生じた際の措置を講じた日。
- f) 地下水、浸透水の分析値に異常が生じた際の措置の内容。

措置の内容は以下のとおりとする。

- ・ 廃棄物の搬入及び埋立処分を中止する。
- ・ 水質基準に不適合となった原因の調査を行う。
- ・ 水質基準に不適合となったことを知事（支庁環境生活課）に連絡する。
- ・ 原因調査の結果、水質基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去を行う。

④ 埋立終了後の管理計画及び跡地利用計画

- a) 埋立終了後、厚さ 1.0m の最終覆土をし、植樹を行う。開口部を閉鎖することにより下記の事項を厳守する。
- ・最終処分場の外に悪臭を出さない。
 - ・火災の発生を防止する。
 - ・ねずみの生息、その他の害虫を発生させない。
- b) ガスが発生しないことを 2 年以上管理し、下記の事項を厳守する。
- ・ガス発生量に係る測定の結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要がある。
 - ・埋立地からのガス発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
 - ・流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法を用いる。
 - ・熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合には防爆型の計器を使用する。
 - ・測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として三ヶ月に一回以上行う。
- c) 埋立地内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になってないか確認し、下記の事項を厳守する。
- ・廃止の確認の申請直前の埋立地内部の温度状態について確認する。
 - ・埋立地内部と周辺の地中の温度の差が 20℃未満であることを確認する。
 - ・周辺の地中温度は実施で測定する値か、既存の測定値を活用する。
 - ・地中温度は熱伝対式等の温度計を使う。
 - ・地表より鉛直方向に 1 m 間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較する。
- d) 土堰堤及び雨水等排水設備等が構造基準に適合していることを確認する。
- e) 浸透水及び地下水の水質が以下の要件を満足しているか水質試験により確認する。
- ・地下水等検査項目 : 基準に適合していること (検査年 1 回)
 - ・BOD : 20 mg/L 以下 (検査 1 回 / 3 ヶ月)